

浅口市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による監査請求について、同条第5項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

令和4年7月26日

浅口市 監査委員 高田 浩二
同 加藤 淳二

浅 監 第 59 号
令和 4 年 7 月 22 日

請求人
(氏名省略) 様

浅口市 監査委員 高田 浩二
同 加藤 淳二

浅口市職員措置請求に係る監査の結果について (通知)

令和 4 年 5 月 26 日付けで地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。) 第 242 条第 1 項の規定により提出された浅口市職員措置請求について、監査した結果を同条第 5 項の規定により、下記のとおり通知する。

記

1 請求の受付

(1) 請求人

住所 (住所省略)
氏名 (氏名省略)

(2) 請求書の提出日

令和 4 年 5 月 26 日

(3) 請求の内容

請求人が提出した浅口市職員措置請求書の内容は、次のとおりである。

住民監査請求書

浅口市監査委員様

令和4年5月26日

提出者 住所 (住所省略)
職業 (職業省略)
氏名 (氏名省略)

(趣旨)

事実証明第1号証の示すとおり、浅口市金光町占見6番地、同32番地地先の水路がA(株)により占有されている。

この水路の専用に關する文書の開示請求を行い、事実証明第2号証に示すように令和4年5月18日付けで文書開示されたが、この水路占有に關する文書は存在しなかった。

つまり、この水路占有は浅口市道路・普通河川等管理条例に反する不法占有の状態であり、市民の公共財産が侵害されている。

よって監査委員は市長に対し次のことを勧告するよう求める。

「市長は関係機関に対し、上記の不法な占有行為による市民の公共財産の侵害回復に係る必要な措置を講ずること」

地方自治法242条1項の規定により、別紙事実証明を添付の上、必要な措置を請求します。

添付書類

事実証明第1号証

占有の事実を示す写真

事実証明第2号証

令和4年5月12日付け 部分開示決定通知書

(以上、内容は原文のまま掲載、ただし、添付書類は省略した。)

(4) 請求の受理

本件請求については、所定の形式的要件は具備しているが、法第242条第1項に規定する要件を具備しているかを慎重に判断する必要があった

ため、令和4年5月30日に、請求書の受付日付けでこれを受理することを決定した。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

浅口市金光町占見6番地、同32番地地先の水路上に設置されたA株式会社の機械等の水路占用について、法第242条第1項に規定する公金の賦課・徴収及び財産の管理を怠る事実にあたるか否かを監査対象事項とした。

(2) 監査対象部局

金光総合支所産業建設課（以下「産業建設課」という。）

(3) 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し、令和4年6月17日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。その際、同条第8項の規定に基づき、産業建設課の職員（以下「関係職員」という。）を立ち会わせた。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

陳述の要旨は、おおむね次のとおりである。

工場の設備の一部が水路上に設置されているため、水路が正常な状態で確保されていない。また、災害防止の配慮もなされていない。

水路は公共用の財産であるので、それを私用で使うことが公共財産の侵害である。占用許可できるとは到底思えないので、原状回復させるべきである。行政指導を求める。

(4) 関係職員の陳述

令和4年6月17日に関係職員から陳述の聴取を行った。その際、法第242条第8項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。

陳述の要旨は、おおむね次のとおりである。

条例違反の状態であることは事実である。コンクリート床版及び機械設備の一部が水路の上にあることを確認している。折衝記録などについては、提出資料のとおりである。

(5) 監査委員の就任について

監査執行の途中において、議員のうちから選任された委員である加藤淳

二が令和4年6月22日に就任し、監査を執行した。

3 監査の結果

(1) 事実関係の確認

①関係法令等

(ア) 浅口市道路・普通河川等管理条例

第4条

公共物において、次の各号に掲げる行為(以下「占用等」という。)をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 工作物又は施設(以下「工作物等」という。)を設けて公共物を占用する行為
- (2) 土地の掘削、盛土その他土地の形状を変更する行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公共物の保全及び適正な利用に支障を及ぼすおそれがあるものとして市長が指定する行為

(第2項、第3項省略)

第5条

市長は、次の各号のすべてに適合している場合でなければ、前条第1項の許可をしてはならない。

- (1) 公共物の公共性及び公益性が著しく損なわれないものであること。
- (2) 公共物における災害の防止に十分配慮されたものであること。
- (3) 公共施設若しくは公共的施設の利用又は公共事業若しくは公共的事業の遂行に支障を与えないものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める基準に適合していること。

第6条

市長は公共物を占用する者から占用料を徴収する。

(第2項省略)

(第6条の2～第9条省略)

第10条

第4条第1項の許可を受けた者は、占用等の期間が満了し、又は占用等を廃止したときは、遅滞なく、工作物等を除去し、公共物を原状に回復しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限

りでない。

第11条

市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、第4条第1項の許可を取り消し、当該許可に付した条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は占用の中止、工作物等の改築、移転若しくは除去、工作物等により生じた若しくは生ずべき公共物の管理上の障害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置若しくは原状回復を命ずることができる。

- (1) 第4条第1項又は前条の規定に違反した者
- (2) 第4条第2項の許可に付した条件に違反した者
- (3) 詐欺その他不正な手段により第4条第1項の許可を受けた者

(以下省略)

②本件に係る事実（事実を確認した書類）

(ア) A株式会社の建物の水路占用について

平成22年4月27日に市民から産業建設課に対し、水路上にある工場の一部の占用許可について問い合わせがあった。同年6月7日にA株式会社の立ち合いによる現地確認と経緯の聞き取りを行った。同年8月25日に産業建設課と建設業務課がA株式会社に対し、水路上にある不法占用物件を撤去するよう指導した。

(イ) A株式会社の機械の水路占用について

令和4年4月25日に市民から産業建設課に対し、水路上にある機械の不法占用状態を解消するよう申し入れがあった。占用の許可基準に合わないため、同月28日に産業建設課がA株式会社に水路上の機械を撤去するよう指導した。

(2) 判断

法第242条に定める住民監査請求の請求対象とされる事項は法第242条第1項に定める、公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限られるのであり、上記事項はいずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものである。したがって、住民監査請求に係る請求対象となるためには、本件請求の対象とされた行為又は事実が、財務会計上の行為又は事実として、財務的処理を直接の目的とするものでなければならないとされている。（最高裁判所平成2年4月12日判決）

本件請求における水路の不法占用に対する管理上の措置については、浅

口市道路・河川等管理条例に基づく行政処分としてなされるものであるため、財務的処理を直接の目的とする財務会計上の事項には当たらないから、法第242条の対象とはならない。

4 結論

以上のことから、本件請求については却下する。